第36号議案

公平委員会委員の選任につき市議会の同意を求めることについて

本市の公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項 の規定により、市議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

芦屋市長 髙 島 崚 輔

記

住 所

氏 名 北坂 隆生

提案理由

北坂 隆生委員の任期が、令和5年8月3日をもって満了するため、次期委員を選任しようとするもの。

地方公務員法抜粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解 があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地 方公共団体の長が選任する。

(第3項省略)

4 委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることと なつてはならない。

(第5項から第9項まで省略)

10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(第11項及び第12項省略)